

## 第12回 経営協議会議事要旨

日 時	場 所	欠 席 者	陪 席 者
平成19年3月22日(木)13時30分～	事務局4階大会議室	学外委員3名 附属病院長	常勤監事 副病院長

### 1. 審議事項

#### (1) 決算剰余金(目的積立金)について

学長から、平成17年度決算剰余金の翌事業年度への繰り越しについて、文部科学省から申請額のとおり承認され、承認額と同額を本学の目的積立金とし、部局等及び附属病院に係る分については、各部局等へ配分し、残りの大学全体で使用する分の目的積立金の取扱い案について、2月8日開催の役員会において策定したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、総務・財務担当理事から、参考資料に基づき、決算剰余金の繰り越しについて、文部科学省からの承認日、承認額、及び各部局等への配分額の報告があった。

引き続き、同理事から、審議資料1に基づき、大学全体で使用する目的積立金の使途(案)について、主要事業等の説明があり、審議の結果、原案を了承した。

#### (2) 平成18年度予算の補正について

学長から、平成18年度の医学部附属病院収入が当初予算額に対し増額となる見込みのため、収入予算及び支出予算について医学部附属病院に配分する補正案を2月22日開催の役員会において策定したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、総務・財務担当理事から、審議資料2に基づき、平成18年度医学部附属病院の収入見込額、収入予算、及び支出予算について説明があり、審議の結果、原案を了承した。

#### (3) 平成19年度予算について

学長から、1月29日開催の経営協議会において了承された平成19年度予算編成方針及び全学予算編成基準の基本的考え方を踏まえ、平成19年度当初予算(案)及び部局等別当初支出予算(案)並びに平成19年度全学予算編成基準(案)を2月22日開催の役員会において策定したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、総務・財務担当理事から、審議資料3-1～3-3及び参考資料に基づき、当初予算(案)及び部局等別当初支出予算(案)については主な増減の要因等を中心に説明があり、全学予算編成基準(案)については昨年度との変更点を中心に説明があり、審議の結果、原案を了承した。

#### (4) 平成19年度計画について

学長から、国立大学法人法第35条の規定に基づき、3月9日開催の役員会において平成19年度計画(案)を策定したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、連携・評価担当理事から、審議資料4及び参考資料に基づき、平成19年度計画において特に重点を置く事項及び抽出観点を中心に説明があり、審議の結果、原案を了承した。

なお、今後、軽微な修正等を行う場合の取扱いについては、学長に一任することとした。

また、委員から以下のとおり意見があった。

情報教育に関し、学生が社会において活躍するのに重要だと思われる外国語能力、及び情報処理能力の向上に是非取り組んでいただきたい。

学生支援・研究支援について、教育研究支援基金の設立を検討しているようであるが、在学生、卒業生、地元企業、地方公共団体等の多方面から募金してもらい、優秀学生への授業料免除や奨学金の支給など、大学として姿勢を明確にしておくことが大事である。

教員の人事評価制度について、評価結果の給与への反映は、慎重に検討することも必要だが、中期計画中に実施するなど前向きに取り組むよう検討していただきたい。また、20年度評価に向けては、大学として意欲的な取り組み姿勢を示すことが重要である。

#### (5) 業務方法書の変更認可申請について

学長から、国立大学法人法第35条の規定に基づき、本学が技術に関する研究結果の活用の促進を図るため、将来、研究結果の活用を促進する事業を実施する者に出資することができる

よう、業務方法書の一部変更案を2月22日開催の役員会で策定したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、連携・評価担当理事から、審議資料5に基づき、出資を行う際の方針と学内手続き等の変更点について説明があり、審議の結果、原案を了承した。

#### (6) 認証評価及び自己点検・評価について

学長から、学校教育法第69条の3の規定に基づき7年以内ごとに受けなければならない認証評価を平成21年度に受検することとし、その受検に伴っての自己点検・評価スケジュール案を2月22日開催の役員会において策定したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、連携・評価担当理事から、審議資料6-1、6-2及び参考資料に基づき、大学評価・学位授与機構による認証評価、国立大学法人評価(20年度評価)並びに自己点検・評価のスケジュール及び実施方法について説明があり、審議の結果、原案を了承した。

また、委員から、他大学の受検も同じで集中する中、20年度評価に備えて自己点検・評価を組み込んでおり、妥当なスケジュールであるとの発言があった。

#### (7) 国立大学法人香川大学職員就業規則の一部改正について

学長から、給与法、育児介護休業法、男女雇用機会均等法、学校教育法、及び労働基準法の法令改正に伴うもの、並びに大学の実情に即したものとするために職員就業規則の一部改正することを3月9日開催の役員会で了承したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、労務担当理事から、審議資料7に基づき、改正する事項の概要等について説明があり、審議の結果、了承した。

#### (8) 国立大学法人香川大学役員報酬規則の一部改正について

学長から、給与法改正に伴うもの及び大学の実情に即したものとするために役員報酬規則の一部改正することを3月9日開催の役員会で了承したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、労務担当理事から、審議資料8に基づき、改正の概要等について説明があり、審議の結果、了承した。

#### (9) 国立大学法人香川大会計規則の一部改正について

学長から、会計事務における「随意契約」及び「前払い」について、その取扱いをより明確にするため会計規則の一部改正案を2月22日開催の役員会において策定したので、審議願いたい旨発言があった。

次いで、総務・財務担当理事から、審議資料9に基づき、改正の概要等について説明があり、審議の結果、原案を了承した。

なお、委員から、公共調達原則競争入札とするという閣議決定に抵触しないか確認願いたい旨発言があった。

#### (10) 学内センター等の再編について

学長から、各センター等の機能を見直し、再編・統合を行うことにより教育研究の一層の活性化、効率化を図るため、検討を重ね、学内センター等の再編案を作成した旨発言があった。

引き続き、学長から、審議資料10に基づき、機構化された新組織の概要等について説明があり、審議の結果、原案を了承した。

なお、委員から、他大学においても同様の取り組みを行っており、学問分野を越えて統合する融合的な研究を推進する方向に進んでおり、良い取り組みであるとの発言があった。

#### (11) 将来構想の策定及び大学憲章の制定について

学長から、1月29日開催の経営協議会で学外委員からいただいた意見及び学内からの意見を踏まえ、将来構想策定委員会において検討し、まとめた将来構想(案)及び大学憲章(案)について、審議願いたい旨発言があった。

引き続き、学長から、審議資料11-1、11-2及び参考資料に基づき、骨子に沿って説明があり、審議の結果、原案を了承した。

また、委員から、以下のとおり意見があった。

将来構想は大学がどういうことを目指すのかよく分かり、大変良いと思う。

大学の改革・中期計画の実施状況を踏まえた将来構想とした方が、より良いものとなるので、そうした観点でも検討していただきたい。

なお、本日、委員から年度計画及び本件に関し、いただいた意見の取扱いについては、学長に一任することとした。

### 3.その他

#### (1)学内委員の退任について

学長から、総務・財務担当理事が3月31日付けで退任となることについて報告があり、当該理事から退任の挨拶があった。

閉会15時30分